

令和7年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

令和7年3月19日 午前10時57分 開 議

出 席 委 員

委 員 長	岡 崎	勉
副委員長	石 澤	正 広
委 員	矢 口	龍 人
委 員	佐 藤	文 雄
委 員	小座野	定 信
委 員	設 楽	健 夫
委 員	櫻 井	繁 行
委 員	小 倉	博 生
委 員	久 松	公 生
委 員	櫻 井	健 一
委 員	鈴 木	貞 行
委 員	服 部	栄 一
委 員	鈴 木	更 司
委 員	塚 本	直 樹
委 員	井 出	有 史

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	宮 嶋	謙
副 市 長	飯 塚	一 政
教 育 長	井 坂	庄 衛
市長公室長	横 田	茂 明
保健福祉部長	羽 成	英 明
教 育 部 長	加 藤	洋 一
介護長寿課長	越 渡	貴 之
学校教育課長	斎 藤	隆 男
生涯学習課長	乾	文 彦

出 席 書 記 名

議 会 総 務 課	鴻 巣	智 子
議 会 総 務 課	川原場	智

議 事 日 程

令和7年3月19日（水曜日）午前10時57分 開 議

1. 議案等の審査

- (1) 議案第53号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第54号 令和7年度かすみがうら市一般会計予算
- (3) 議案第55号 令和7年度かすみがうら市介護保険特別会計予算

開 会 午前10時57分

○岡崎 勉委員長

大変ご苦労さまでございます。

特別委員会を開会いたしたいと思います。

ただいまの出席議員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから令和7年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。

ここで、傍聴の申出がございましたので、申出のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

それでは傍聴を許可します。

これより、傍聴人の入室を求めます。

暫時休憩いたします。 [午前10時58分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。 [午前10時59分]

傍聴の方に申し上げます。

傍聴受付の際にお渡しいたしました傍聴証の裏面に記載されております注意事項を遵守し、お静かに傍聴していただきますようお願いいたします。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

○市長（宮嶋 謙君）

議案審査特別委員会大変御苦労様でございます。

審査いただく議案は、先般撤回させていただいた議案について、改めて内容を再考し、追加で提出させていただきました、条例に関する議案が1件、予算に関する議案が2件でございます。

つきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○岡崎 勉委員長

ありがとうございました。

本日の日程は審査予定表のとおりであります。

なお、議案審査関係資料につきましてはお手元のタブレット端末でご覧になれますので、ご活用くださいますようお願いを申し上げます。

ここで、執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査することといたします。議案集及び議案概要書等は、説明ページ番号を言ってから説明をされますようお願い申し上げます。また、能率的かつ効

率的な委員会運営を図るため、説明は、単に数字を言うだけでなく、簡明な説明と答弁をお願い申し上げます。

それでは、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

はじめに、議案第 53 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

議案第 53 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、説明については介護長寿課越渡課長が説明いたします。

○岡崎 勉委員長

それでは説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

ご説明いたします。

議案概要書は 1 ページ、議案集も 1 ページになります。

要旨といたしましては、令和 6 年 3 月に策定いたしました第 9 期介護保険事業計画と比較し、保険給付費の増加が見込まれる状況にあることから、令和 7 年度、令和 8 年度の保険料率を改正するための条例の一部改正を行うものです。

内容は、介護保険料の改正として、介護保険料基準額を当初計画の基準月額 5,600 円、年額 6 万 7200 円から、計画改定後は基準月額 5,800 円、年額 6 万 9600 円としまして、基準月額を 200 円、年額 2,400 円を増額するものでございます。施行日は令和 7 年 4 月 1 日となります。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○岡崎 勉委員長

以上で説明は終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質問等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

この議案は前に否決された 500 円の 6,100 円でしたっけ。それを修正したものだと思うんですが、それは間違いないですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

修正して提案させていただいているものでございます。

○佐藤文雄委員

今回、5,800 円にした理由を教えてください。

○保健福祉部長（羽成英明君）

計画上、介護保険給付費の伸び率が、年額で 4 % 伸びがございました。その介護給付費の増加に合わせ、想定より伸びておりますことから、その額について、保険料で徴収をするために保険料の改定をお願いするものでございます。

○佐藤文雄委員

それは前の理由と同じじゃないですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

前回の 500 円の場合については、基金残高の保険料の算定にあたってのものと、介護給付費の伸び率のものを合わせたものとして、500 円の引き上げをお願いしたものでございますが、今回は介護給付費

の伸び分については、介護保険の中で対応していかなくちゃいけないということで、その部分について、増額をお願いするものでございます。

○佐藤文雄委員

200 円という理由がわからないから聞いているんですよ。200 円にした理由。もう一度言っていただけますか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

令和 7 年度の決算見込み額といたしまして 37 億 2045 万 4000 円と、令和 8 年度で 38 億 6769 万 2000 円の、合計額が 75 億 8814 万 6000 円でございます。計画値といたしましては、36 億 2445 万 3000 円と、令和 8 年度で 36 億 7408 万 8000 円の合計額として、72 億 9854 万 1000 円でございます。その差額が 2 億 8960 万 5000 円でございます。それで市町村負担分と、1 号被保険者の負担分として約 23%がでございます。その数字を令和 7 年度、令和 8 年度の 2 年間で割りまして、なおかつ被保険者の対象人数 1 万 3000 人で割ったものに、さらに 12 か月分で割ったといたしまして、約 200 円の額が出てきまして、その額を計上するものでございます。

○佐藤文雄委員

この数字を出したやつは、資料としてあるんじゃないですか。資料、あるんだったら出したほうがいいんじゃないか、今言葉で説明するよりも。

○保健福祉部長（羽成英明君）

資料の内容といたしましては、令和 7 年 1 月 31 日に、市議会の全員協議会でお出したグラフがございまして、そのグラフの内容のものの説明をさせていただいたという内容でございます。

○佐藤文雄委員

これ、今のやつで説明したのか。今の試算、これ、令和 7 年 1 月 16 日に出したよね。試算 1、それから試算 2。これが変わったんじゃないのか、今言ったように。

この試算 2 は、上げないよと言うやつだね。試算 1 は、500 円上げますよというやつでしょう。200 円というやつの試算は、今言ったんですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

ただいまご説明させていただいたものについては、令和 7 年 1 月 31 日については、給付費の合計額の推移のものでございまして、委員が言われたものについては、決算の全体の数字の見込みの額でございまして、今説明させていただいたのは、給付費の上昇に関する部分の説明をさせていただいたという内容でございます。

○佐藤文雄委員

だから、ちょっと資料を出してくださいと言っているんだよ。これ、どれを見ればいいの。前のやつか。今、だって 200 円上げたいわけでしょう。200 円にしたんでしょう。前のやつは 500 円でしょう。これ、200 円だから。その資料を出してくださいって言っているんだよ。今、いろいろ長々説明しているけれども。

○岡崎 勉委員長

大丈夫ですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

ただいまご用意いたします。申し訳ありません。

○岡崎 勉委員長

暫時休憩いたします。

[午前 11 時 08 分]

○岡崎 勉委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前 11 時 15 分]

○保健福祉部長（羽成英明君）

計算として別の資料がございますので、そちらの資料をお出ししたいと思います。

○佐藤文雄委員

意味わかっているか。

○岡崎 勉委員長

ちょっと待ってください。

○佐藤文雄委員

令和 7 年 1 月の 16 日に全員協議会に出したやつ、令和 7 年 1 月 31 日も何かあるみたいなんだけれども、いずれにしても、これの 1 案と 2 案があったわけでしょう。今度は 200 円だから、200 円アップのやつを出してくださいと言っているの。

それを作ったんですか。それを作っているのか。あったらそれを出してくださいよ。

○保健福祉部長（羽成英明君）

今、お出ししたいと思います。すみません。

○岡崎 勉委員長

それでは、資料の配付をお願いします。

暫時休憩いたします。 [午前 11 時 16 分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。 [午前 11 時 17 分]

○介護長寿課長（越渡貴之君）

ただいま資料お配りしましたケース③、令和 7 年度に保険料月額 200 円を増額したケースの資料についてのご説明をさせていただきます。

第 9 期の部分となりまして、令和 6 年度につきましては、基金残高 5977 万 8000 円の残高となる予定で、こちらのほうの残高は、国への返還金を平均 5500 万円と見まして、それを返還した後の基金残高となります。

続いて、令和 7 年度につきましても最終的に基金残高が 6173 万 1000 円。こちらも国県の返還金を返還した後の残高となります。

そして、令和 8 年度、第 9 期の最終年度なんですけど、前回は 1 億 1800 万円ほど基金残高が、積み立てがありましたが、こちら、2885 万 8000 円ということで、5500 万円の国返還金を見込んだ、返済の後の残高という形となります。この資料が 200 円のケースとなります。

○佐藤文雄委員

前の分と比べると、これは第 8 期と第 9 期だけだよね、前のやつは。何で第 10 期を入れているんですか。この第 9 期のところで、よく説明してもらえますか。

これ、前の分と対比して。前の①の試算があったでしょう。これと対比して、その違いを明確にもう一度言っていただけますか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

それでは第 9 期についてご説明いたします。

[「ちょっといい」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員

これ、全部、前のやつと比べて、令和３年度とかあるでしょう。第８期とか何とかって。その分で、一つ一つ説明してくれるか。これ、同じだったら同じでもいいから、わかりにくいから、順序良く説明してよ。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

第８期、令和３年度、36億5617万9000円。うち基金の繰入が、1億596万1000円。こちらが歳入となります。続いて、歳出35億5864万1000円。うち基金の積立が31万9000円となります。歳入歳出差引残高が9753万8000円となりまして、基金残高といたしまして、2億1154万6000円となります。

続きまして、令和４年度、36億6279万6000円。こちらが歳入となります。歳出35億8258万5000円。基金積立で3118万9000円、歳入歳出差引額が8021万1000円、基金残高が2億4273万5000円となります。

令和５年度、歳入が38億5135万5000円、うち基金繰入が1億6188万2000円。歳出総額37億9493万8000円、うち基金積立が3463万6000円。歳入歳出差引が、5641万7000円、基金残高1億1548万9000円となります。

そして、第９期に入りまして令和６年度、38億6126万7000円、基金繰入が5596万6000円、歳出でございます、38億6126万7000円、うち、基金積立25万5000円となりまして、基金残高が5977万8000円と見込みます。

そして、令和７年度の見込みでございますが39億9559万8000円。歳出39億9559万8000円、基金積立で195万3000円、基金残高といたしまして6173万1000円となります。

〔「ちょっといい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤文雄委員

ここで、200円アップするときに、令和７年度の見込みですと言わなきゃ駄目なんだよ。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

ご指摘ありがとうございます。

こちらから200円アップとなります。

そして、令和８年度、41億4088万3000円となります。基金繰入が3287万3000円。そして歳出が41億4088万3000円となります。そして、最終的な基金残高は2885万8000円ということになります。

第10期、こちらも見込みになります。

○岡崎 勉委員長

ほかにごいませんか。

○櫻井繁行委員

るる協議もさせていただいている中で、やはり撤回したものが新たに議案で出してくるものじゃないですか。それを、200円アップで出してくるものを、最初からこのケース３出すべきですよ。我々はどう考えたってケース１と、見ている委員ばかりいないかもしれないですけども。ケース１とケース３を対比するわけじゃないですか。あとはこのケース２の場合、これは撤回したから今なくなっているんでしょうけれども。そういう中で、しっかりとこういうのは、事前に出してもらえれば時間の短縮になるので、ぜひ今後から気をつけていただきたい。

質問としては、ケース１を確認したいんですよね。佐藤委員の関連になるかもしれないけれども、もともと、介護長寿課として令和７年度、据え置き5,600円で行った場合でも、基金残高が3053万1000円残するという資料を提出されています。今日ケース３、基準月額から200円上げた場合でも、これが6173

万 1000 円と、プラス 3120 万円ほどの基金が、ケース 1 よりも積めるような形になっていますけれども、当初から言っているように、据え置きでも、令和 7 年度この 5,600 円でも 3053 万 1000 円基金残高があるわけですから、やはり市民感情を考えてもそのままいくのがいいんじゃないかというような意見を言わせていただきました。

改めて、この数字の対比で、なぜこの基金残高を、ケース 3、3120 万円ほど、新たにそういうような方策を入れてきたのか、お伺いしたいんですが。

○保健福祉部長（羽成英明君）

令和 7 年度で基金残高が残るというようなことだと思うんですが、令和 7 年度について、3 年間の期間の中で精算していく中で、3 年間の期間で安定運営を図るためには、今回給付費の伸びに合わせたものの改定が必要ということで、今回提案させていただいているという内容でございます。

○櫻井繁行委員

これは、介護保険法の観点からというのは、何か事務方で考え、もちろんとらえていく中で、抵触するようなことってないんですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

介護保険料の改定についてなんですが、こちら、介護保険法の第 117 条の第 12 項で、変更しようとするときは、あらかじめ被保険者の意見を反映させるため必要な措置を講じた上で、第 13 項で、市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ都道府県の意見を聞かなければならないというような形で、変更することは可能となっております。こちらは、条文にもこう書いてあるんですが、県を通じて厚生労働省のほうに変更することの可否については確認しております。県の意見も聞かなければいけないという内容になっておりますので、こちらは令和 7 年 4 月改定を目指しておりますので、3 月中に県の意見を聞けば問題ないということを確認してございます。

○櫻井繁行委員

介護保険法、ちょっと僕も勉強しましたがけれども、第 117 条なんかを見ると、その中期計画の 3 年から 6 年のスパンで考えると、そういったこともうたっていますけれども、もう一步、課長から答弁あったその被保険者の意見というところは、どのように担保されているのかお伺いしたいんですが。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

こちらにつきましては、3 年に 1 回の改定の際、今回のような改定の際も同じなんですが、策定委員会を設けまして、そちらで検討させていただいております。その中で、今回も当初 500 円案を検討していただいたわけでございます。そういった中で意見を反映して 500 円というところで最初提案をさせていただいたわけなんですけれども、200 円、今回案を出したというところでは、高齢者福祉計画の答申を市長が受けまして、その範囲内で 200 円案というところで、再度提出をさせていただいたというところでございます。

○櫻井繁行委員

他の皆さんも質問あるでしょうから、この程度にしますけれども、やはり 500 円の案が撤回されたことによって、200 円で何とか打開点で、というふうにし、何とか僕は聞けなくて、市民感情に本当に寄り添っているのかなと思うわけですよ。事務方として本当にこの 200 円、値上げをすることというのは、何か僕はエビデンスに乏しい気がしています。

対比をしながら、各々判断をしていきたいと思うんですが、最後、その 200 円アップの根拠を明確に端的にご説明いただけますか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

根拠といたしましては、先ほど 200 円を増額にした、ケース 3 の中での金額の増ということで、経営の安定化を図るということの中でございます。

あと、今回の提案の中では、前回指摘を受けた中での基金残高が 1 億円というなお話がありましたので、その部分を修正させていただいて、200 円を増額というようなことでございます。

○佐藤文雄委員

第 117 条の第 12 項、第 13 項の関連で、第 12 項では、市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、または、変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。被保険者というのは何なんですかというふうに聞きましたら、高齢者福祉計画策定委員会だそうであります。

今、越渡課長が言ったように、もう聞いたよと、承認したよと言いましたが、これ、500 円です。これは撤回しました。撤回です。改めて、200 円。これについては策定委員会で協議をしなきゃいけない。もしくは、この計画がありますね。策定委員会に出した提出資料。この提出資料も、しっかりとこの 200 円アップしたやつに切り換えて出す必要がある。私はそうと思いますが、いかがですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

令和 6 年の 12 月に策定委員会の中で協議をいただいて、その中では 500 円を増額ということで決定をいただいております。それでまた、市長はその内容に従って、改正案を提案させていただいております。ただ、その案については議会のほうでの議案審査特別委員会で否決となりまして、このことから撤回をさせていただいた。

今回は、高齢者福祉計画策定委員会で 500 円で決定いただいた内容から、その答申をいただいて、市長で、必要な分の 200 円の計上をさせていただいたという内容でございますので、その上で条例を提案してございます。

○佐藤文雄委員

答弁になっていないでしょう。撤回したんですから、策定委員会を開かなければならないんじゃないですかというんですよ。これ、修正前、実際、修正後、これ、500 円のアップだよ。そうすると、これをやはり直さなきゃいけないんじゃないですか。そして、これで改めて出すということが、ここはちゃんと講じなきゃいけないんですよ。

ついでに言いますが、第 13 項か、市町村は市町村介護保険事業計画を定め、または変更するときは、あらかじめ都道府県の意見を聞かなければなりませんとあるでしょう。これ、いつ聞くんですかと聞いたら、来週ですと言うんだよ。聞いてないことになるんじゃないですか。いかがですか。まず、これに答えてください。

○保健福祉部長（羽成英明君）

同じことになりますけれども、策定委員会で意見を聞いていまして、そのものについての 500 円の提案については、決定をいただいております。ただ、議会で否決をいただいたということがあって撤回になりましたので、あとは市長がその答申をいただいた内容で判断をして、200 円を増額を決定したというような内容でございます。

○佐藤文雄委員

ということは、市長の判断だと、いわゆる独断だということになりますね。策定委員会を無視してもいいと、500 円で決めたからということですね。まずそれを答えてください。市長でいいです。

○保健福祉部長（羽成英明君）

保険料のものについては、策定委員会を無視したわけじゃなくて、策定委員会では 500 円というよう

なことをいただいています、市長はその範囲内で、市長が決定したというような内容でございます。

○小座野定信委員

大変熱のこもった質問、そしてちょっとピントの合わない答弁というふうに受けとめておりました。

その話をよく理解してみますと、やはり 1 度協議したと。で、500 円まで、500 円なら上げていいよという答弁をもらったので、それ以内の 200 円だから、絶対にその協議にかけなくてはいけないというルールではないと、あらかじめ意見を聞くというルールですね。違いますか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

そのとおりでございます。

○小座野定信委員

そういう、あらかじめという、あらかじめ協議をかけなくちゃいけないということをちゃんと知らないから、こういうふうに何回も、ぐるぐる同じ質問の繰り返しになるんですよ。

私はこの制度がないと非常に困る。もう 67 歳です。75 歳以上過ぎたらお世話になるかもしれない。その制度がその前に壊れたら大変ですよ。その制度を守るための 200 円の値上げじゃないんですか。違いますか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

その制度を守るために必要な 200 円でございます。

○小座野定信委員

最初からそういうふうに言えばいいじゃないですか。そういう説明が足りないんだよ。だからこんな、いかにもこの制度、壊さなくちゃいけないみたいな質問ばかりになってしまうんですよ。なくちゃならないあれなんだから、この自由民主党も、公明党も、あらゆる、共産党を除いた党はほとんど賛成しているわけですよ。違いますか。市長、どうですか。

○市長（宮嶋 謙君）

説明が不十分で大変申し訳ございません。

今般の保険料の改定につきましては、本当に苦渋の選択ではございますが、第 9 期 3 年間の収支の均等を図るという原則をできる限り堅持したいと。それは、第 10 期への影響を最小限に抑えたいという、同義になりますけれども、そういう考えで 500 円を策定委員会に諮問をして、お返事をいただいたと、そういう内容でございましたが、議会の皆様方に、それでは厳しいというご意見をいただきましたものですから、本当にぎりぎり、基金繰入はほとんどしないような形の案として、200 円だけの増額をお願いして、本当に極力、第 10 期への影響を最小限に抑えたいと、そういう思いで決断をして再度ご提案をさせていただいているというものでございます。

先に払うか後に払うかという問題とも取れますけれども、第 10 期の影響が一気に起こりますと、それこそ被保険者の方々への混乱を生じる可能性が高いという判断のもとから、第 9 期で、ほんの一部ですが、認証をしていただいて、第 10 期への影響を弱めたいと、そういう思いでの 200 円の増額のご提案でございますので、是非ともご理解をいただきますようお願いいたします。

○小座野定信委員

非常に苦渋の決断だったと思います。誰も上がることは賛成はしたくありません。しかしこの制度を守るための値上げということがよくわかりました。

了解しました。終わります。

○設楽健夫委員

先ほどから策定委員会の件についてお話がありましたけれども、この経過は、令和 6 年 12 月 13 日に

文教厚生委員会がありました。このときに2案が出されました。文教厚生委員会では、議論は継続ということで決定は出していません。ところが、そのあと開かれた令和6年12月18日の策定委員会、委員長が執行部の説明を求めると言ったときに、文教厚生委員会の確認とは全く違って、500円の値上げということを、委員長に報告をしました。そして、そのあと、策定委員会を通ったからということで、文教厚生委員会、令和7年1月16日に、この2案がまた出されてきたという経緯があります。

そういう意味では、この策定委員会の今までの経過からすると、文教厚生委員会は、ある意味では利用された。そして策定委員会では、議論経過とは全く違う500円の値上げという話を出していったという経過があります。そういう意味では、策定委員会の内容は、先ほどもありましたけれども、この第117条に、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施に対する計画を定めるものとする、はっきりうたわれているんですね。そして、先ほどから言っている第12項には、変更する前には、被保険者の意向を確認する必要があるという話になっているんですよ。もともとの令和6年12月18日の策定委員会もそういう状況であって、今回策定委員会を開催しないでもいいと。あるいは、トップダウンの意向でこういうことを進めていくんだと。これは、やってはいけないことだと思いますけれども、前の経過も含めて、この点については、どう説明されますか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

まず、令和6年12月の策定委員会につきましては、経過としては、事務局の意見としては500円というお話はさせていただきました。ただ、その委員は全員いらっしやいまして、その中で、どうですかということの中で、概ねその内容について、いいよというようなことで決定をさせていただいたので、一部に反対の意見がございましたが、総意としては、それでやむなしというようなことで決定をいただいたというような内容でございます。

○設楽健夫委員

この委員会、私も出ていました。私は文教厚生委員会の副委員長でした。委員長も出ていました。その中で、文教厚生委員会の報告がなかったので、その報告をさせていただきました。そして、その時に初めて、介護保険の計画書が出て、見える化システムが出てきた。そういうことの質問もあった。で、予算書の提出されてきた資料も違っていた面が多々あったので、再提出してくださいという中での、確認ですよ。そういう確認は、もう一度策定委員会を開催して、きちっと報告をして、そして了解を得ていくという作業が必要なんじゃないですか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

その委員会の中で決定を、その内容で、計画書の変更の内容についても説明をしまして、その上で承認を得たものと考えています。

「同じことを繰り返してもしょうがねえだろうよもう」「大事なことだよ」「市長の言うとおりでよ」
「市長の言うとおりでないよ」「言うとおりで」と呼ぶ者あり」

○佐藤文雄委員

今、市長の言うとおりでというお話がありましたが、市長は、この介護保険のこの資料は、私が、いきいき長寿プラン、介護保険のやつで作りましたけれども、かなり上振れがあるんですね。前にも説明したと思うんですが。市長は聞いているのかなと。

つまり、例えば訪問介護が、令和6年度の改定前は1.3%だったんですよ。修正前。それが改定後は32.6%に膨れ上がったんですよ。それが、今度は令和7年度は、3.8%だったんですよ。それが38.5%、令和7年度。令和8年度は44.6%なんですよ。こういうふうに、ありえない数字を出しているんですよ。なぜかという、今、訪問介護サービスが非常に厳しくなっているんですよ。皆さんも報道でご存じの

ように、訪問介護サービスが切られたでしょう。ですから、事業所がなくなるという事態にまでなっていて、赤字経営で訪問介護サービスが十分に受けられなくなっているんですよ。だからそういうような、そういう現実があるのを無視した、こういう上振れのやつを作るということが問題なのよ。

だから、第10期のことを言ったでしょう、今。第10期は、その時に、第9期の結果を見て、第10期にその見える化システムで考えればいいんですよ。何か第10期が大変だとおっしゃるから、それは間違いですよというんです、私は。その第9期の最終、次の第10期に向かったときに、ちゃんと試算をすればいいというんです。

以上なんです、いかがですか。

○市長（宮嶋 謙君）

第10期のことは第10期で考えればいいというお話だったかと思いますがけれども、これから高齢化の推移ですとか、サービス給付費の昨今の上昇の傾向を見た場合に、第10期で保険料を下げられるような状況が来るかどうかというのは、非常に疑問がございます。今のトレンドがしばらく続くものというふうに、前提として置いた場合には、第9期の影響を第10期に持ち越すことは避けるべきだという判断でご提案をしております。

○佐藤文雄委員

介護保険そのものの制度というのは3年なんですよ、中期財政運営計画で。それはなんでかという、その間に亡くなる方も多いんですよ。こういう、介護保険特有の。だから、実際には給付を受ける前に、介護保険を受ける前ですよ。亡くなる方も多いんです。ですから、今第10期のことを心配するんじゃなくて、今の現実を見てやるということが必要なんですね。そうしないと、毎年、保険料大変だな。給付が大変だなというふうになっちゃうわけですよ。そうしたら、この中期財政計画そのものが成り立たなくなるんじゃないですか。保険制度そのものを否定することになるんですよ。それがわからないですか。

だから、もし見込みが違ったら、安定化基金を使いなさいと、使うべきだというふうになっているわけですよ。そういうことを、ちゃんと前提にすれば、別にこんなにややこしいことを、500円で撤回された、今度200円でどうか、こういう問題じゃないということなんですよ。私は逆に、この200円のものは撤回してもらいたい、撤回すべきだと思います。

○岡崎 勉委員長

今の件について何かないでしょうか。意見は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市長（宮嶋 謙君）

ちょっと繰り返しますけれども、3年間で収支の均衡を図るのが趣旨、原則でございます。借入をすることは、そのほかからの財源をお借りして、第10期以降でお返しするということになりますと、この3年間の原則が崩れるということになります。できればそれを避けたいという考えで、当初の計画をご提案し、また修正案も、ぎりぎり、歳出の問題でございますので、これからサービス給付がどれだけ増えるかどうかというのは、あくまでも予測でございますので、増える場合もあるし、減る場合もあるということでございますが、今までの傾向を基礎に、計画を改定することが妥当であろうという判断のもとで、再提出をさせていただいたという内容でございます。

○佐藤文雄委員

いや、市長がそういうふうに言うから、私、また反論したくなるわけよ。だから3年間の原則というのを…

〔「聞き飽きたよ。何回も何回も」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

佐藤委員、最終はいいでしょう、議場、公開で。

〔「市長は方針を、そういう方針で」「いくら反論したって」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結したいと思います、いかがでしょうか、異議ありませんか。

〔「しょうがない、それは」「質疑は終結で」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○櫻井繁行委員

議案第 53 号、僕は反対の立場で討論させていただきます。

何も、この制度設計を破綻させたいわけではございません。非常に大事なことだと、それは重々承知です。ただ、その上げるタイミングの問題だと思います。200 円上げることによって、基金残高が 3000 万円増えるということですよ。現状の令和 7 年度は、市民の皆様はこの 200 円上げことは、私は理解していただけないと思います。まずは、市長の答弁にもあったように、上がるか下がるかわからない。その推移はもちろん、見なきゃいけないというのは重要なことだと思っておりますが、まずは令和 7 年度、据え置き 5,600 円で踏ん張って、それでも基金残高が 3053 万 1000 円ですか、残るわけですから、その推移を見ながら、令和 8 年度、上げることはやむなしかなと考えております。

最後は本会議でまたお話をさせていただきますが、簡単に反対討論とさせていただきます。

○岡崎 勉委員長

ほかに討論ございませんか。

○佐藤文雄委員

私は反対で、撤回を求めたいと思います。

とにかく、撤回された後の修正議案ということで、月額 5,800 円にしますけれども、あくまでもこの介護保険の事業の計画は、3 年間の財政の均衡のために給付を見込むものであります。見込みである以上、計画値からの増減はあると思います。そのために、見込みを上回る給付増の場合は、保険料の不足を補うために財政安定化基金が制度として準備されているわけであります。この、安定化基金は、本市もしっかりと積み立てしているんです。介護保険料から、ちゃんと積み立てているんですよ。ですから、別に金利が付くわけじゃないんですよ。本市のように、介護保険事業会計を策定したうちに、1 年も経たないうちに、保険料を再改定するというような運営をすれば、中期財政運営、いわゆるこの計画、3 年、毎年のように保険料の改定を繰り返すことになってしまうんじゃないでしょうか。やはり、中期財政運営の原則は無視しては駄目だということだと思います。今、介護保険法第 117 条の第 12 項を持ち出しました。しかし市町村は、被保険者の意見を聞かなければなりません。ところが、撤回した中身も、撤回した後の、この 200 円のことについては、高齢者福祉策定委員会に提案もせずに、市長の判断で料率を変更する。これは、やはり必要な措置を講じていないと言わざるを得ないと思います。それから、答弁はありませんでしたが、市町村は、市町村介護保険事業計画、あらかじめ、都道府県の意見を聞かなければならないとあります。これも、まだ聞いていません。これ、聞かなきゃいけないんですよ。またこれも無視するということになるんじゃないでしょうか。結果的に、市長の判断にゆだねろというふうになってしまうんじゃないでしょうか。やはりこれは、ルールに従ってやるべきだということであり

ます。

反対です。

○岡崎 勉委員長

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは採決いたします。本案は異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岡崎 勉委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。〔午前 11 時 56 分〕

○岡崎 勉委員長

それでは、再開を再開いたします。〔午後 1 時 19 分〕

それでは、議案第 54 号 令和 7 年度かすみがうら市一般会計予算を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

審査予定表は介護長寿課が先になっているんですが、説明の都合上、教育委員会から始めることといたします。

本案につきましては 2 つの部署に係る議案であるため、介護長寿課の所管に係る部分の質疑が終わった後に、討論並びに採決することといたします。

それでは、補足説明等をお願いします。

○市長公室長（横田 茂君）

それでは、議案第 54 号 令和 7 年度の一般会計予算でございます。

過日取り下げさせていただきました議案第 42 号からの修正ということで、183 億 2442 万 2000 円ということで、総額で 557 万 8000 円の減ということでございます。

歳入につきましては、介護保険料の見直しによりまして、国庫負担分と県負担分で減額修正されることとなります。

また、歳出につきましては、介護保険との関係で繰出金の調整が図られることと、小学校管理費で、学校校務員関係の経費を増額修正いたします。また、歴史博物館でも、一部窓口業務委託等を削減する代わりとして、会計年度任用職員 1 名分を追加計上するものでございます。

詳細につきましては、各担当部課からの説明とさせていただきます。

○岡崎 勉委員長

それでは説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いします。

○教育部長（加藤洋一君）

それでは、議案第 54 号についてご説明させていただきます。

議案第 42 号からの変更点について、それぞれ担当課長から説明させていただきます。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

それでは、議案 42 号から変更になったものについてご説明をさせていただきます。

事業概要説明書は 57 ページ、お手元のタブレットのとおりです。予算書は 112 ページをお願いいたします。

9 款 2 項 1 目小学校管理費、02 小学校管理運営事業、0201 小学校管理運営に要する経費でございます。2 億 2671 万 4000 円としております。前年度比につきましては前回と変わりまして、1020 万 1000 円の減となります。小学校の運営に関わる経費となります。

議案 42 号からの変更点といたしましては、1 節の会計年度任用職員、学校校務員報酬が 203 万 6000 円のほか、3 節の期末手当 42 万 5000 円、勤勉手当 35 万 7000 円、8 節の費用弁償 17 万 1000 円が追加となります。学校校務員の配置につきましては、再考をいただきまして、校務員 2 名の雇用に関わる経費が追加となったものでございます。

○岡崎 勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、学校教育課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

前にまとめていただきましたが、今、学校校務員ですか、2 名、4 名を 2 名にしたということですか。確認です。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

令和 6 年度から比較しますと、4 名から 2 名ということになります。

○佐藤文雄委員

あと、ほかに、これ、令和 6 年度、令和 7 年度の比較表を出していただきました。学校生活相談員、これ、2 名マイナス、金額が 563 万 3000 円。これは間違いないですか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

はい。令和 6 年度と比較しまして、2 名の減となっております。

○佐藤文雄委員

加えて、小中学校非常勤講師。令和 6 年度、令和 7 年度比較ですが、これは令和 6 年度の比較なんですか。そうすると、令和 6 年度比較で 3 名減で 505 万 7000 円。間違いないですね。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

はい。委員おっしゃるとおりです。

○佐藤文雄委員

それから、ティームティーチング、これも 0 人になったということで、3 名、596 万 4000 円、間違いないですね。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

はい。委員おっしゃるとおりです。

○佐藤文雄委員

それから、図書館司書が、人数はそのままになっていますが、金額が 68 万 4000 円マイナスになっていますが、これはどういうことでしょうか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

現在の勤務状況、学校での配置の状況をかながみまして、勤務状況を変更したため、減となっているものでございます。

○佐藤文雄委員

勤務状況の変更って何ですか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

これまで週 5 の勤務でしたものを週 4 に変更させていただいております。

○佐藤文雄委員

週 5 だったのを週 4。これはどういうことで、週 5 を週 4 にしたんでしょうか。

○学校教育課長（斎藤隆男君）

今の現在の勤務状況等、週 5 でなるべくいていただくような形では取っておったんですが、当初配置からも数年経過しまして、当初はなかなか手がつかつけられなかった図書室の蔵書の整備とか、そういったものが大分進んでまいりまして、勤務時間もそこまでなくても大丈夫だろうというところで減しているところでございます。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

それでは、次に、教育部長加藤洋一君。

○教育部長（加藤洋一君）

続きまして、歴史博物館管理運営に要する経費の変更点について、生涯学習課長よりご説明いたします。

○岡崎 勉委員長

それでは説明を求めます。なお説明は簡潔にお願いいたします。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

それでは、本日提出されました議案第 54 号のうち、生涯学習課所管の予算の内容についてご説明をさせていただきます。先に取り下げとなりました議案第 42 号 令和 7 年度一般会計予算との比較、変更点についてのみの説明とさせていただきます。

はじめに、議案第 42 号から削除になった項目でございますけれども、歴史博物館窓口業務委託料の 977 万 4000 円と、（仮称）サムライミュージアムの設置に伴いまして計上しておりました、歴史博物館管理備品の 24 万 4000 円、合わせまして 1001 万 8000 円が削除となっております。

次に、本日提案されました議案第 54 号の一般会計予算において追加となっている項目についてでございますけれども、予算書におきましては 124 ページになります。

説明欄、0201 歴史博物館管理運営に要する経費におきまして、窓口業務委託が削減となったことに伴いまして、歴史博物館の窓口業務を行っていただくための会計年度任用職員 1 名を雇用するための経費といたしまして、1 節の会計年度任用職員、事務補助報酬 207 万 8000 円、3 節の職員期末手当 43 万 4000 円、勤勉手当 36 万 4000 円、4 節の厚生年金保険料 26 万 6000 円、4 節の雇用保険料 4 万 5000 円、4 節共済短期給付負担金 18 万 1000 円、8 節の会計年度任用職員費用弁償 2 万 4000 円。合わせまして 339 万 2000 円を追加して計上した内容となっております。

なお、議案第 42 号と議案第 54 号との比較でございますけれども、差引で 664 万 6000 円の減という内容となっております。

○岡崎 勉委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、生涯学習課に対する質疑応答がございましたら、挙手の上、ご発言願います。

○櫻井繁行委員

サムライミュージアムというのは、いろんな委員から意見があつて、修正をしていただいて、非常にありがたく思っています。

そういう中で確認なんですけれども、事務所移転に伴う経費のところで、備品購入費 24 万 4000 円は減ということでしたが、この空調工事 75 万 4000 円、もう 1 つ電話設備費 176 万円計上されていますが、どのような使い道になるのか、お伺いいたします。

○生涯学習課長（乾 文彦君）

先に説明いたしましたとおりですけれども、西側にごございます研修施設のほうに事務所を移転することに伴いまして、現在故障を通して空調設備、並びに移転に伴いまして電話の増設が必要となりますことから、その分のお電話の設置費を計上しているものでございます。

○岡崎 勉委員長

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いします。

それでは説明を求めます。なお説明は簡潔をお願いいたします。

○保健福祉部長（羽成英明君）

議案第 54 号 令和 7 年度かすみがうら市一般会計予算につきまして、介護保険に係る部分について、介護長寿課越渡課長より説明させていただきます。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

それでは、議案第 54 号 令和 7 年度かすみがうら市一般会計予算、一般会計歳入につきまして、ご説明をさせていただきます。5,600 円から 200 円を値上げ改定、5,800 円とする内容の予算となりますので、変更点だけをご説明させていただきます。

事業概要説明書は 25 ページ、予算書は 18 ページをお願いいたします。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、6 節介護保険事業費負担金、予算額 1725 万 1000 円。こちら議案第 42 号比較で 97 万円の減となります。

内容ですが、低所得者の保険料軽減に対する国庫負担分で、負担率 2 分の 1 であります。

続いて、予算書 21 ページをお願いいたします。

16 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、6 節介護保険事業費負担金、予算額 862 万 5000 円。議案第 42 号比較で 48 万 5000 円の減となります。

内容は、先ほどの低所得者の保険料軽減の県負担分となりまして、負担率は 4 分の 1 となります。

歳入の説明は以上となります。

続きまして歳出となります。

事業概要説明書は 26 ページ、予算書は 62 ページをお願いします。

0101 介護保険特別会計繰り出しに要する経費、予算現額 6 億 10 万円。議案第 42 号比較で 194 万 1000 円の減となります。

内容は、市負担分の保険料、保険給付費、職員人件費等になります。

一般会計の説明は以上となります。

○岡崎 勉委員長

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら挙手の上ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

この低所得者の国と県の負担、これは何人なんですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

まず、国の負担でございますが、国、県同数となります。見込みとしましては、第1段階 1,850 人、第2段階 900 人、第3段階 800 人になります。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第 54 号 令和7年度かすみがうら市一般会計予算についての質疑をすべて終了いたしました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

議案第 54 号 令和7年度かすみがうら市一般会計予算に反対の立場です。

補正予算に反対した理由と同じなのですが、物価高騰対策対応重点支援地方創生臨時交付金の財源は、学校教育費第2子以降の無償化や、入学祝い金及び保育士確保対策補助金に充当するべきではありません。ある自治体ではこの補助金を活用して、学校給食費無償化や、お米券の発行などを予算化しております。物価高騰で苦しむ市民への家計の支援にこそ充てるべきだと思います。教育費は削減ありきではないのかと思います。当初予算では 11 名減となりましたが、今問題となっている教師の働き方改革に反するものだと思います。いずれにしても、学校相談員 2 名減、それから会計年度任用職員 2 名を増やすということですが、焼け石に水だと思います。一方、小中学校非常勤講師やティームティーチング非常勤講師を削減する一方で、英語指導助手委託 2178 万円を人材派遣会社に委託するということは問題だと思います。いずれにしても、あとは商工費についてです。財政が厳しいということで、住宅リフォーム助成制度を 400 万円に半減いたしました。まさに、市内の商工業者の生業、及び市民の暮らしを応援するという中身にはならないということだと思います。それから、スマートインターチェンジ、本会議でも言いましたが、やはり県道土浦笠間線に接続するだけでは意味がないと思います。

以上、反対です。

○岡崎 勉委員長

ほかに討論ございませんか。

○櫻井繁行議員。

私は前回の議案第 53 号は反対討論させていただいたんですが、この議案第 54 号、多少この 200 円を、値上げというところで、一般会計の歳入にも関わるところがあると思いますが、条件つきで賛成討論とさせていただきたいと思います。

多少金額の差異がありますが、そこは補正予算でカバーできると、私は考えております。そのほか、しっかりとした、サムライミュージアムを改めていただきましたし、議案審査特別委員会での我々の意見を聞いていただいたというところは、しっかりと評価をさせていただきたいと思います。

そういったところで、条件つきの賛成討論とさせていただきます。

○岡崎 勉委員長

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○岡崎 勉委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 55 号 令和 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はありませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

議案第 55 号 令和 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算について、介護長寿課越渡課長より説明させていただきます。

○岡崎 勉委員長

それでは説明を求めます。説明は簡潔をお願いします。

○介護長寿課長、（越渡貴之君）

ご説明いたします。

予算書 171 ページをお願いします。

はじめに歳入になります。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、現年度分特別徴収分が 8 億 759 万 8000 円、議案第 45 号比較で 6438 万 5000 円円の減となります。現年度分普通徴収分が 7838 万 8000 円、議案第 45 号比較で 122 万 9000 円の減となります。

続いて予算書 173 ページをお願いいたします。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目低所得者保険料軽減分繰入金 3450 万 1000 円、議案第 45 号比較で 194 万 1000 円の減となります。同じく 7 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金 3873 万 3000 円、議案第 45 号比較で 2884 万 7000 円の減となります。

予算書 174 ページ、11 款市債、財政安定化基金、1 目財政安定化基金貸付金 6470 万 9000 円。議案第 45 号比較で皆増となります。

歳入の説明は以上になります。

なお歳出につきましては議案第 45 号比較で、すべて同額となります。

○岡崎 勉委員長

それでは介護長寿課に対する質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

歳出を見直さない理由は何でしょうか。

○介護長寿課長、（越渡貴之君）

歳出についてはサービス需要がございますので、そういった点で見直しをしておりません。

○佐藤文雄委員

歳入だけで調整するということになっています。

では、歳入について、国の負担分と、それから県の負担分と、市の負担分と、それから介護第1号被保険者の負担分と、第2号被保険者の負担分の内訳を教えてください。金額と率です。

○岡崎 勉委員長

暫時休憩します。 [午後 1時43分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時47分]

○介護長寿課長、(越渡貴之君)

最初に第1号被保険者の保険料8億8771万6000円。負担率として23%になります。続きまして国の負担でございます。8億514万4000円。こちら、25%の負担率となります。続きまして県の負担、5億7786万9000円。こちらが12.5%になります。そして市の負担でございますが、6億3883万3000円となります。こちら12.5%になります。最後に第2号被保険者の負担分としての支払基金交付金としまして、10億1979万3000円となります。

○佐藤文雄委員

それ、後で出していただきたいと思うんですが。

算定のときに、調整交付金相当額がございますよね、国の。これでは、実際に25%来ていないんですが、これはどういうふうを考えればよろしいのでしょうか。結果的に第1号被保険者のほうの23%にかぶってくるんじゃないですか。当初予算は25%でやっているんですか。今までも25%でやっていたんでしょうか。

○介護長寿課長、(越渡貴之君)

調整交付金につきましては、昨年度につきましては4%程度で見ていたんですけれども、本年度につきましては、佐藤委員より、かねてよりご指摘を受けておりましたので、2%として修正しておりますので、その分は国負担は減っております。

○佐藤文雄委員

今25%と言ったんですよ。2%と言ったでしょう、今。25%じゃないではないか。23%じゃない。だからこの予算のほうはどうなっているんだと聞いたんだよ。

○介護長寿課長、(越渡貴之君)

原則として25%ということで説明しましたので、詳細については、先ほど佐藤委員おっしゃったように改めて提出させていただきます。

○佐藤文雄委員

これ、予算書のどこをどういうふうに見ればいいのかも、教えていただきたいんだよ。どこをどういうふうに見ればいいのか。今、金額を言ったんだけど。

まず、歳入の金額で、保険料がありますよね。保険料は、今8877万円とか云々かんぬんと言っていないかな、金額。これ、どれを見ればいいんですか。どこを見ればいいんですか。

○介護長寿課長、(越渡貴之君)

予算書171ページになります。

○佐藤文雄委員

8億8771万6000円になっていますね。これは、現年度分と、それから現年度分の特別徴収と普通徴収、それに滞納繰越分も入っていますよね。正確に言えば、8億8771万6000円というのは、ちょっと違うんじゃないでしょうか。

○介護長寿課長、(越渡貴之君)

内訳としてはそういう形となります。

○佐藤文雄委員

実際に、歳入のほうは、これは滞納繰越分を入れるということなんですね。

○介護長寿課長、(越渡貴之君)

はい。そうなります。

○岡崎 勉委員長

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

以上で質疑を終結いたします。

それでは討論を行います。討論はごいませんか。

○佐藤文雄委員

いずれにしても 200 円値上げを前提にした保険料、介護保険特別会計の予算には賛成できません。

○岡崎 勉委員長

ほかにごいませんか。

○櫻井繁行委員

私も議案第 53 号について反対討論をさせていただきましたので、議案第 55 号、200 円、月額、基準額として上げることには、据え置きで頑張っって欲しいという私の要望を込めまして、反対討論とさせていただきます。

○岡崎 勉委員長

ほかにも討論ごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岡崎 勉委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、執行部の方は退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。〔午後 1 時 5 4 分〕

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。〔午後 1 時 5 5 分〕

以上で、本委員会に付託されました議案等の審議はすべて終了いたしました。

そのほか、委員の方々に何かごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会の会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

ないようですので、そのようにさせていただきます。

以上をもって、令和7年第1回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 1時55分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和7年第1回定例会議案審査特別委員会

委員長 岡 崎 勉